

2022年4月18日

いじめ問題の検討資料

日本共産党旭川市議団

【はじめに】

亡くなった当時中学2年の生徒のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様に哀悼の意を表します。

今日の「いじめ」は人間関係を利用しながら相手に恥辱や恐怖を与え、思い通りに支配しようとするもので、ときに子どもを死ぬまでおいつめる事件に発展し、ネットによる中傷、傷害、性暴力、恐喝などの犯罪ともつながっています。多くの「いじめ」被害者は、その後の人生を変えてしまうような心の傷を受け、大人になっても恐怖で社会に出られないなど後遺症に苦しんでいます。「いじめ」はいかなる形をとろうとも人権侵害であり、暴力です。憲法や子どもの権利条約の精神を踏まえ、社会全体の問題として重視し、解決のために力を尽くさなければなりません。

【1】第三者委員会の中間報告について

旭川市で2021年3月、中学2年の女子生徒が凍死状態で発見された問題で、旭川市教育委員会は5月21日、「旭川市いじめ防止等対策委員会（重大事態調査委員会）」いわゆる第三者委員会を立ち上げました。

第三者委員会は2022年3月27日、いじめがあったと認定し遺族に報告しました。その後4月14日に教育委員会に報告し、15日教育委員会がその内容を公表しました。

第三者委員会は、加害者7人が6項目のいじめを行ったと発表しました。併せて、いじめと死亡との因果関係などを含め、8月末をめどに最終報告をするとしました。

遺族の代理人は、「いじめは人の命を奪う恐ろしい行為だと加害生徒に自覚してほしい」とする遺族の談話を出しました。

第三者委員会の中間報告では、①スマートホンのグループ通話等で性的な話題を繰り返し、個別に本人と性的な意味での身体接触を持った。②グループ通話で深夜ないし未明に公園に呼び出し、それを実行していないにもかかわらず、本人に伝えなかった。③お菓子等の代金を負担する行為（おごり行為）を繰り返し受けていた。④スマホで、性的な動画の送信要求を長時間にわたって続けた。⑤自慰行為の実行を繰り返し求めたこと、自慰行為の実行を求める発言に対して静観したこと。⑥本人をからかい、パニックのような状態になった本人に対して突き放すような不適切な発言をした。以上の6つの事実をもって、第三者委員会はいじめがあったと認定しました。

その間、4月8日の経済文教常任委員会では、日本共産党の能登谷繁市議が「当時、学校も教育委員会もいじめと認知しませんでした。もっと早くにいじめと認知し、対応できてい

ればと悔やまれます。今回、6項目のいじめ行為があったと認定されたが、どのように受け止めたのか」と質問しました。

黒蕨真一教育長は、「いじめとして取り上げる事実6項目が示されたことを教育委員会として厳粛に受け止め、深く反省し、お詫び申し上げたい」と謝罪しました。

【2】真相解明の取組について

日本共産党市議団はこの間、当該校周辺の保護者との意見交換、旭川市教育委員会と北海道教育委員会からの情報公開請求、民間子ども相談室キラキラ星からの情報提供などを基に、いじめの実態やその対応を把握してきました。

党市議団は2021年5月14日から12回に渡る議会質問を展開し、いじめの経過やいじめの定義、学校や教育委員会の対応、道教委の指摘内容、いじめ防止対策について議論してきました。

これらの経過から、日本共産党市議団は2019年6月に当該生徒が川に飛び込んだ時点で、いじめがあったと以下の点で判断しました。

《主な経過》

- ・2019年6月に当該生徒が川に飛び込んだ前後で、母親がいじめられていると訴えている。
- ・警察が捜査し触法少年として厳重注意を行っていること。
- ・党市議団の保護者との意見交換では「当時、当該中学校近くの小学校の保護者に、警察が訪ねてきて、近くの中学校でやっかいな性被害、とんでもない事件があり、小学校も巻き込まれていないか、注意深く見守ってほしいと言っていた」との証言がある。
- ・同年9月に市教委はいじめではないと判断したが、道教委の公開文書等から10月28日に道教委は上川局を通じて、「当該生徒がいじめではないと話していても、客観的に見ていじめが疑われる状況である」旨を口頭で市教委に指導したとされている。
- ・20年11月、当該生徒本人が民間の相談室に「いじめを受けている」、「性的ないじめで今も苦しんでいる」と電話相談していた。相談室から党市議団に情報提供された。
- ・20年11月インターネット番組に相談。亡くなった生徒本人がいじめられたと明確に述べている音声が残っている。

《党市議団の判断》

2019年6月に当該生徒が川に飛び込んだ前後で、母親がいじめられていると訴えています。警察も捜査し、道教委もいじめと疑い、本人もいじめと訴えています。いじめの定義から見ても、明らかにいじめがあったと判断できるし、いじめと認定すべきでした。

いじめと判断するまでに3年もかかってしまったことは、学校と教育委員会の責任が問われます。

2019年9月に発行された地元月刊誌が川に飛び込んだ事件を報道すると、当該中学校

の校長はP T A会長と連名の保護者宛の文書を配布し、「ありもしないことを書かれたうえ、謂れのない誹謗中傷をされ驚きと悔しさを禁じ得ません」として、この問題を全面的に否定しました。

せめて川に飛び込んだ時点で、いじめとして対処していれば、命まで失うことにはならなかったのではないかと考えられます。明らかに初動のミスです。複数校に関わる問題でもあり、学校任せにせず、最初にしっかりとした調査を教育委員会として責任を持って行っていれば、生徒の大事な命まで失うことはなかったのではないかと悔やまれます。

《取組の経過》

- | | |
|--------|---|
| 2021年 | 3月23日、中2女子生徒が遺体で発見 |
| | 4月15日、文春オンラインが報道 |
| 04月19日 | 党市議団が学校教育部に対し、第三者委員会での調査を要請 |
| | 29日 当該校や周辺校の保護者らと意見交換 |
| | 30日 当該校の保護者らと市教委に要望書を提出 |
| 05月14日 | 経済文教常任委員会で質問① |
| 06月05日 | 教育関係者との意見交換 |
| | 09日 経済文教常任委員会で質問② |
| | 10日 当該校や周辺校の保護者らと意見交換 |
| | 14日 民間相談室からの聞き取り調査 |
| | 16日 第2回定例会で一般質問③ |
| | 17日 真下道議が北海道教育委員会に情報公開請求 |
| | 23日 旭川市教育委員会に情報公開請求 |
| | 29日 真下道議、道議会予算特別委員会で質問 |
| 07月16日 | 経済文教常任委員会で質問④。道教委がいじめと判断し、市教委に指導。 |
| 08月25日 | 経済文教常任委員会、いじめ相談体制で質問⑤。
第三者調査にいじめがあったかどうかだけでも中間報告すべきと求める。 |
| 10月05日 | 経済文教常任委員会で質問⑥ |
| 10月29日 | 第3回定例会で代表質問⑦ |
| 11月26日 | 経済文教常任委員会で質問⑧ |
| 2022年 | |
| 01月20日 | 第1回臨時議会で質問⑨ |
| 03月04日 | 第1回定例会で代表質問⑩ |
| | 15日 予算等審査特別委員会で質問⑪ |
| 04月08日 | 経済文教常任委員会で質問⑫ |

【3】いじめ防止対策と今後の取組

党市議団は、第三者委員会の結論を待つことなく可能な対策をとることを求めてきました。いじめは人権問題として対応すること、被害者家族の真相を「知る権利」を尊重する、性被害への対応方針をもつこと、複数校に関わる問題や民間相談室との連携は学校任せにせず教育委員会が対応すること、在校生の安全対策や心のケアの充実強化など、今すぐ取組を開始すべきであり、学校いじめ防止基本方針やいじめ防止条例の整備を求めてきました。

それに対し教育委員会は、「調査報告を待つことなく、いじめ防止等の対策を更に強化するため」、2022年3月に基本方針を改定しました。また、今年12月を目途に「(仮称)いじめ防止条例」を制定し、来年度当初からの施行を目指すとしています。

今後も、いじめ防止体制の強化のために市民の声や現場の意見を反映させていく必要があります。

【4】いじめのない学校と社会を

日本共産党は子どもの命を守り、「いじめ」問題を解決していくために、2012年11月28日に「いじめのない学校と社会を——日本共産党の提案」を発表しています。

提案の概要は、◎「いじめ」への対応を後まわしにしない——子どもの命最優先の原則(安全配慮義務)を明確にする、◎「いじめ」の解決はみんなの力で——ささいなことに見えても様子見せず、全教職員、全保護者に知らせる、◎子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめを止める人間関係をつくる、◎被害者の安全を確保し、加害者には「いじめ」をやめるまでしっかり対応する、◎被害者、遺族の知る権利の尊重、となっています。

「いじめ」の解決にとりくむための条件整備として、教員の「多忙化」の解消、35人学級の完成、養護教諭・カウンセラーの増員、「いじめ」問題の研修に取り組むことが不可欠です。

長年の自民党政治の中で、とくに90年代後半からの「構造改革」により、国民のなかに「貧困と格差」が急速に広がったことは重大な問題です。競争原理が労働や社会の各分野に浸透し、人間的な連帯が弱まり、弱い立場の人々を攻撃する風潮が強まりました。弱肉強食の社会を正当化するため、競争に負ける方が悪いという「自己責任論」の考え方もひろがっています。社会自体が「いじめ社会」とも言うべき傾向をつよめている中で、子どもの「いじめ」の深刻化は、その反映とも言えます。

子どもたちが、人と人との間で生きる喜びを感じられる教育と社会をつくる必要があります。そのためには、子どもの声に耳をかたむけ、子どもの社会参加を保障することで、子どもの成長を支える社会や教育を実現すること、競争的な教育制度そのものからの脱却を急ぐこと、「いじめ社会」に立ち向かい、人間的な連帯のある社会に転換していかなければなりません。